

入札監理小委員会
第374回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第374回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年9月2日（水） 17:29～18:49

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 神戸地方合同庁舎の管理・運營業務（財務省）
- 横浜第2合同庁舎の管理・運營業務（財務省）
- （独）国際協力機構の市ヶ谷ビルの施設管理（（独）国際協力機構）

2. その他

<出席者>

（委 員）

古笛主査、清水専門委員、石村専門委員、小松専門委員

（財務省）

近畿財務局神戸財務事務所総務課 黒田課長

近畿財務局神戸財務事務所合同庁舎管理係 山本係長

近畿財務局総務部会計課経理係 林田係長

（財務省）

関東財務局横浜財務事務所総務課 森尾課長、武部課長補佐

関東財務局横浜財務事務所合同庁舎管理第2係 森係長

関東財務局総務部会計課 和泉課長補佐

（（独）国際協力機構）

研究所総務課 内田課長、石川課員

調達部契約第三課 興梠主査

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○古笛主査 それでは、ただいまから第374回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、

- ①「神戸地方合同庁舎の管理・運營業務」
- ②「横浜第2合同庁舎の管理・運營業務」
- ③「独立行政法人国際協力機構の市ヶ谷ビルの施設管理」

の実施要項（案）についての審議を行います。

まず最初に、「神戸地方合同庁舎の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について近畿財務局神戸財務事務所総務課黒田課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○黒田課長 近畿財務局神戸財務事務所の黒田でございます。よろしくお願いたします。座らせていただいて、御説明させていただきます。

まず、お手元の1枚物をごらんください。

「神戸地方合同庁舎の管理・運營業務」でございます。私どもが管理・運営しております神戸地方合同庁舎の概要でございますが、庁舎は、昭和47年2月竣工でございます。鉄筋コンクリート地上9階建て、地下1階建ての建物でございます。延床面積は約16,000㎡でございます。また、敷地は5,145㎡でございます。

官署の入居状況については11官署。職員数はアルバイトを含め約500名の職員が勤務しております。また、1日平均約700名の外来者が利用しているという状況でございます。

さて、今回の対象といたします公共サービスについては、まず1つ目として、「設備機器等運転監視及び点検保守業務」、2つ目として「清掃業務」、3つ目として「警備業務」、以上の3業務となっております。これらそれぞれの業務については、現在、業務委託期間を1年といたしまして、一般競争入札により民間業者に管理・運営を委託しております。

今般、これらの業務について、「公共サービス改革基本方針」に則りまして、さらに、業務を包括化いたしまして、加えまして、実施期間を3年間、複数年化することにより、提供するサービスの質の向上及び経費の削減を図ろうとするものでございます。

それでは、「神戸地方合同庁舎の管理・運營業務」における民間競争入札実施要項（案）について、山本から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○山本係長 近畿財務局神戸財務事務所総務課の山本と申します。よろしくお願いたします。私からは、お手元の入札実施要項（案）に沿って御説明させていただきます。

まず1ページになります。1.1の（1）「対象施設の概要」でございますが、先ほど、黒田から御説明したとおりでございますので、こちらについては省略させていただきます。

次に、本件対象となっている業務については、1ページの下段から2ページにかけて記載の1.1（2）「業務の対象と実施内容」にありますように、大きく分けて、①電気・機械・監視制御設備点検等業務、②清掃業務、③警備業務、の3業務となっております。①の「電

気・機械・監視制御設備点検等業務」については、その細分として、1)設備機器等運転監視及び点検保守業務から、20)免震部維持管理点検保守業務までを包括させていただいておりますところ。

なお、個々の業務内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成の「建築保全業務共通仕様書」に準拠しておりまして、別紙2-1から4、ページ数でいきますと、22ページから182ページにあります「業務仕様書」のとおりとしております。

次に、本件業務の実施に当たっては、4ページ1.1.1に、各業務を包括的に、また円滑に管理・運営するために、管理・運營業務全般に係る業務の項目とさせていただいております。

続きまして、5ページの1.2になります。本件業務について達成すべきサービスの質の項目として、1.2.1「管理・運營業務に関する包括的な質」、1.2.2「各業務において確保すべき水準」の2項目を定めさせていただいております。

また、1.3「創意工夫の発揮可能性」において、民間事業者の創意工夫を反映し、包括的な質の確保、コスト削減に関して、下の(1)(2)のとおり提案をしていただくこととしております。これらの提案に関しては、後ほど御説明させていただきますが、入札時に企画書という形で提出いただくこととしております。

次に、委託費の支払いについて、7ページの1.4「委託費の支払方法」のとおり、私ども施設管理責任者が業務事業期間中に検査・監督を行いまして、こちらが要求する水準を満たしていない場合は、再度、業務を行わせるとともに、業務改善計画書を提出させ、遂行後の確認ができない限り、委託費の支払いはしないこととしております。

一方、費用負担等については、7ページの1.5「費用負担等に関するその他留意事項」に記載させていただいております。内容については、一般的な施設管理業務における標準的な内容に合わせておるところでございます。

本件の業務の実施期間は、8ページの2.「実施期間に関する事項」のとおり、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としております。

次に、本件の入札参加資格については、8ページの3.「入札参加資格に関する事項」に記載しております。入札参加資格については、(4)において、全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「A」または「B」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者を指定しております。

また、同項(11)において、本件入札に関しては、入札参加グループで入札することも可能としておりまして、代表企業を除くグループ企業については、全省庁統一参加資格において「役務の提供等」で「A」、「B」または「C」等級に格付けされたものとしております。

続きまして、入札に関するスケジュールについてでございます。9ページの4.(1)の入札スケジュールに記載させていただいております。本件は、世界貿易機関(WTO)の対象業務に該当することとなりまして、パブリックコメントや入札公告の期間について、通

常に比べて長い日数を確保する必要があるがございます。このため、平成27年12月上旬頃に、本件業務に係る官報公示を行いまして、その後、入札説明会、現場の説明会を実施した後、平成28年1月下旬に企画書等の入札書類の提出を受けまして、その企画書を当方がさせていただきます評価に合格した者から、平成28年2月上旬までに、金額の入った入札書の提出を受けまして、開札、落札予定者の決定を2月上旬をめどに行うことを予定しております。

次に（２）の「入札実施手続」において、①「入札説明後の質問受付」として、本件実施要項の内容や入札に係る事項の質問を受け付けることとしております。

②では、提出書類として、入札書、入札参加資格を証明する資料、及び先ほど申し上げた企画書を提出していただくこととしております。

③「企画書の内容」については、11ページの5.「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」でお示しさせていただいております本業務についての実施体制や管理・運営業務に対する提案などを審査させていただくために必要な事項であります。

提案については、ページが戻りますが、10ページの4.の（２）の③の7)管理・運営業務に対する提案事項のア.において、本業務の全般を対象として仕様書に定める業務について、仕様書に従って実施する上で本業務に関する全般的な質の確保に資する提案を求めることとしております。

また、次のイ.においては、「従来の実施方法に対する改善提案」の方法を定めております。これらの提案は、従来の実施方法として示しております仕様書に求められております水準、または、その業務の目的を達成することができるのであれば、民間事業者の創意工夫による実施方法の改善または工夫などを御提案いただきまして、実施においてその提案を反映させることにより、質の維持、またはコストの削減を図ることを目的に盛り込んでいるものでございます。

続きまして、11ページですが、公共サービスを実施する者の決定等についてですが、入札参加者から提案いただきました書類を財務局において審査を行い、ちょっと戻ります8ページの3.の「入札参加資格に関する事項」及び11ページの5.の（１）入札参加資格の確認にあたっての質の審査項目の項目を全て満たしている者と認められた場合に、金額を書いていただいております入札書の提出をいただきまして、12ページの5.の（２）「落札者決定にあたっての方法」のとおり、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を落札者として決定させていただきたいと考えております。

次に、12ページの6.「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示」については、183ページ、別紙3のとおりとなっております。

13ページの7.「公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」を定めて、本業務を遂行するに当たっての必要な施設等は無償で使用できること、及び使用に当たっての制限を規定しております。

以下、13ページの8.「公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項」、飛びまして、18ページの9.の民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任に関する事項。同ページには、事由として、対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項、19ページに、11.「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」については、幾つかほかの事項における実施要項を参考にさせていただきますと、同様に、本件に対しても盛り込ませていただいておりますところでございます。

以上、簡単ではございますが、入札実施要項（案）に関する説明を終わらせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員の先生は御発言をお願いいたします。

では、私から、従来は3つの業務ごとに一般競争入札を実施されていたということですが、入札には何者ぐらいが参加されていたのですか。

○山本係長 1. ①から③に関しては、御質問のとおり、各々で入札させていただいております。平成27年度の実施の状況になりますが、①の設備機器等運転監視及び保守点検業務については、1者による入札になっております。

続きまして、②の清掃業務については、5者の入札になっております。

③の警備業務については、2者の入札になっております。

なお、①の設備機器等運転監視等及び点検保守業務に関しては、本年度については1者ですが、その前の年度、平成26年度については3者入札でありましたので、27年度については、業者で何らかの理由があったのだらうとは思いますが、結果的に1者になってしまったという状況にあります。

以上です。

○古笛主査 今の状況では、包括化して、複数年契約にすると、やはりそれなりの入札が見込まれるということでしょうかね。

○山本係長 そうですね。今回、複数年にさせていただきますとともに、入札公告がWTOに該当しますので、入札公告期間がかなり長くなりますということと、本件市場化テストに併せまして、参加資格の一部見直しを行いまして、より広い業者の方が参加できるような形で御提案をさせていただくような内容とさせていただきます。

○清水専門委員 27年度の契約では、入札資格ではねられた、そういう業者はいたのですか。今度の入札資格の変更でそういう業者が拾われるような状況になるのですか。あるいは、最初から1者だけだとか。

○山本係長 参加いただいている業者さんについては、平成26年度でいきますと3者という話をさせていただいたのですけれども、その業者さんについては、従来から参加いただいている業者でございます。平成26年～27年の間も、参加資格の見直し等は特に行っていませんでしたので、はじかれたということでは本来ないということになります。

それ以外の業者についてもなるべく救えるようにということで、資格の見直しは行わせていただいております。

○清水専門委員 近畿地区で、今回の基準で参加可能な業者はどのくらいあるものですか。すごい数があるのですか。

○黒田課長 そこはちょっと把握できておりません。

○清水専門委員 もう一つだけ質問です。入札資格で、「役務の提供等」で、「A」及び「B」等級で格付けされているとなっていますが、これは見直しされた結果、これということですか。その前は何だったのですか。

○山本係長 平成27年度の実績でいきますと、もともとは「A」等級のみということにさせていただいております。

○清水専門委員 グループ参加の場合は、「C」等級までオーケーとなっていますけれども、それはグループだと、どうして「C」までオーケーということになるのですか。

○山本係長 連帯責任を負わせるような形になりますので、少なくとも代表の業者については「A」または「B」を求めさせていただくと。

○清水専門委員 なるほど。

○石村専門委員 ちょっと重なるのですけれども、点検保守業務が前年は1者だったと。これを3つにまとめて、独占みたいな感じにはならないのですか。清掃業務は5者やっていたという先ほどお話だったと思うのですけれども、一つにまとめたら、入札参加予定の会社さんというか、本当に複数来ていただけるというふうに予想をされているのですか。

○山本係長 今回、3つの業務を一つにまとめさせていただいての御提案ということに関しましては、先ほどの回答にもありましたが、グループ参加にこちらとしては期待をさせていただいての御提案ということになりますので、自分のところではできないところでも、グループでの参加ということで期待をしておりますので、独占状態になると言われるところについては、なかなか踏み込んだ検討はちょっと難しいのかなということで考えております。

○黒田課長 等級を拡大していることをもうちょっと考慮いただきたいと思います。

○石村専門委員 前年以前の実績によると、点検保守とか機械とかをちゃんと取りまとめできるのが複数出てくるのかなというのが、それは事前で確認されているのですか。それとも、等級を、今おっしゃったような、「A」だけだったのが「B」も含めるという形にして、要は間口を広げた。だから、恐らくはグループを形成して参加してもらえないかと予想されているということなのではないでしょうか。

○山本係長 はい。

○石村専門委員 わかりました。ありがとうございます。

あと、もう一点、ちょっと話は変わるのですけれども、資料の一番最後のページに具体的なアンケートがつけてあるのですけれども、その一番最初の1.番で、「施設環境の全体的な印象」（使いやすさ、美観など）について、お聞きします」という形でアンケートをとられる予定みたいですが、アンケートをとる目的は、業者さんを評価するために使われるわけですね。これは「使いやすさ」とか「美観」と言われると、建物が最初から古かったら、業者の人にとってはどうすることもできないのではないかなとも思うのですけれども、これは、過去とか、ほかの施設や何かのアンケートも、やはりこういうのが入っているということですか。

○山本係長 正直なところ、アンケートのひな型自体はほかの施設のやつを使わせていただいているところですが、ただ、中身の前提とさせていただきますと、まず1.番に「全体的な印象」として、古い、古くないとか、汚い。古くさいがまず一番初めに入ってくるのですけれども、その中でどうだったのかというのを、こちらとしてはお伺いさせていただければと考えておりますので、1.番の項目が必要ではないかなと考えております。

○石村専門委員 一応75%以上が評価の「満足」以上というような形の基準を設けていらっしゃるの、業者にどうすることもできない要素を入れるのはどうなのかなとちょっと思ったのです。

○黒田課長 そこは、美観などというのはちょっと検討させていただきます。

○古笛主査 一般的に、ほかでも同じようなアンケートの話が出ていたので、検討していただけたらと思います。

○黒田課長 承知いたしました。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めさせていただきたいと思います。

近畿財務局神戸財務事務所におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、ありがとうございます。

（近畿財務局神戸財務事務所退室、関東財務局横浜財務事務所入室）

○古笛主査 続きまして、「横浜第2合同庁舎の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、関東財務局横浜財務事務所総務課森尾課長より御説明いただきたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○森尾課長 横浜財務事務所総務課長の森尾と申します。

横浜第2合同庁舎は、平成5年に竣工いたしまして、その後、20年を超える、若干古くなってきた庁舎ではございますが、本日は、市場化テストにより、来庁者及び地方支分局等の入居官署の職員にとっても、よりよい運営をしてみたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

具体的な説明については、総務課課長補佐の武部より説明させていただきます。

○武部課長補佐 横浜財務事務所総務課の武部と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にあります「横浜第2合同庁舎の管理・運營業務における民間競争入札実施要項（案）」に沿って、内容について説明をさせていただきます。

まず1ページをごらんください。

今回、本業務を実施する横浜財務事務所が管理する庁舎は、1.1の（1）の「対象施設の概要」のとおり、施設名が「横浜第2合同庁舎」で、所在地は、横浜市の中区にございます。施設規模としては、敷地面積が約14,000㎡、建物の建て面積が約4,600㎡、建物の延床面積が約72,000㎡で、横浜財務事務所ほか全16官署が入居する、地上23階、地下3階建ての行政施設です。

次の2ページから3ページにかけて、本件の対象業務を記載しております。

【対象業務】は、

- ①電気・機械・監視制御設備点検等業務
- ②清掃業務
- ③執務環境測定等業務
- ④警備業務

の計4業務となっております。

これらの業務は、従来の実施においては、6業務に分かれていたもので、それぞれの業務を単独で、業務期間1年として、毎年度、一般競争入札等により民間委託しておりました。本件については、既に民間委託が行われていたものの、それぞれ個別に発注していたこれら6業務について、公共サービス改革基本方針に則りまして、業務を包括化し、かつ複数年化することで、サービスの質の維持及び経費の削減を図ろうとするものです。

個々の業務内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」及び24ページ以降に添付しております【別紙2-1-1】から【別紙2-4】に記載の仕様書のとおりでございます。

3ページに戻りまして、3ページの終わりから5ページにかけては、1.1.1「管理・運営

業務全般に係る業務」として、入札参加グループの管理や発注者との連携について記載をしております。

続きまして、6ページをごらんください。

こちらには、1.1.6「業務の引継ぎ」として、(1)「現行の事業者からの引継ぎ」と(2)「本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ」について記載をしております。

また、次の1.2「サービスの質の設定」については、本業務の実施に当たり、達成すべき質の設定として、1.2.1「管理・運營業務に関する包括的な質」に、(1)「確実性の確保」、(2)「安全性の確保」、(3)「環境への配慮」、(4)「快適性の確保」の4項目を定めております。

(1)「確実性の確保」、(2)「安全性の確保」については、管理・運營業務の不備に起因する執務及び営業の中断回数、職員及び利用者の災害または事故の発生が0回ということを目安としております。

(3)「環境への配慮」については、温室効果ガスの削減目標を、各年度において、平成13年度比で8%以上削減を目安としております。

(4)「快適性の確保」については、横浜第2合同庁舎に勤務する職員を対象に、委託業務に関するアンケートを実施し、「満足」及び「ほぼ満足」に該当する回答の割合が70%以上の目安としました。なお、アンケートについては、別添6として添付をしております。

続きまして、7ページの中ほどになりますが、1.2.2の「各業務において確保すべき目安」において、各業務の要求目安を記載しており、従来の実施方法について改善提案を行うことができるとしています。

また、次の8ページの1.3の「創意工夫の発揮可能性」においても、公共サービスの質の確保について、(1)「管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案」、(2)「従来の実施方法に対する改善提案」という2項目の提案をさせていただくこととしております。これらの提案については、入札の際に、企画書の形で入札参加者に提出をさせていただきます。

なお、企画書の内容については、後ほど、改めて説明をさせていただきます。

同じく8ページですが、委託費の支払いについては、1.4「委託費の支払方法」に記載のとおり、監督・検査の結果、要求する目安を満たしていない場合は、再度、業務を行わせるとともに、業務改善計画書を提出させ、遂行後の確認ができない限り、委託費の支払いは行わないものとしております。

また、8ページの終わりから次の9ページにかけて、1.5「費用負担等に関するその他の留意事項」として、費用負担等について記載をしております。内容については、一般的な施設管理業務における標準的な内容となっております。

続きまして、9ページの2.「実施期間に関する事項」についてですが、本業務の実施期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としております。実施期間

については、国庫債務負担行為の活用によって、3年間の複数年契約を行うこととなります。

同じく、9ページには、3. 「入札参加資格に関する事項」を記載しております。入札参加資格については、全省庁統一参加資格の「役務の提供等」で「A」及び「B」等級を指定しており、入札参加グループで参加するグループ企業については、全省庁統一参加資格の「役務の提供等」で「C」等級以上に格付けされていることを要件にしております。

次の10ページですが、4. 「入札に参加する者の募集に関する事項」として、「民間競争入札に係るスケジュール」を記載しております。今後の手続として、本年12月上旬に官報公告を行い、12月下旬に入札説明会、12月中旬から来年1月上旬に現場説明会を実施した後、開札・落札予定者の決定を2月上旬を行うことを予定しております。

続きまして、11ページの(2)「入札実施手続」については、提出書類として、入札書、入札参加資格を証明するための書類及び企画書を提出していただきます。

企画書については、本業務の実施体制や管理業務に対する提案内容の審査を行うため、11ページ中ほどにあります③「企画書の内容」に記載する書類の提出を求めています。提出していただく企画書については、管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案を行うこととしており、また、従来の実施方法に対する改善提案を行う場合、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持・向上効果または経費の削減効果、あるいはその両方について具体的に示すことを定めております。これらの提案は、従来の実施方法として、仕様書で求められている水準、または、その業務の目的を達成することができるのであれば、民間事業者の知見等を活用した実施方法の改善または工夫を提案していただき、質の維持及びコスト削減につなげることを目的として求めています。

また、入札参加者が提出した書類については、当局職員で構成する審査員3名が審査を行い、入札参加資格に関する事項及び入札参加資格の確認に当たっての質の審査項目の設定に記載された内容を全て満たす事業者であると認められた場合に、入札書を提出していただきます。

次に、落札者の決定方法については13ページに記載しておりますので、13ページをごらんください。

(2)「落札者決定にあたっての方法」の①「落札者の決定方法」ですが、こちらに記載しておりますとおり、提出された入札書については、最低価格落札方式にて落札者を決定させていただきます。

次に、14ページに進みますが、6. 「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」について、従来の実施状況について、別紙3として添付しております。

また、同じく、14ページの7. 「公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」については、本業務に必要な機械室等の施設や事務スペースについて記載し、その使用制限等について、併せて規定しております。

15ページに進みまして。8. 「公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項」、また、次は19ページまで進みますが、9. 「公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項」、同じく、19ページの10. 「対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項」、さらに、次の20ページの11. 「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」については、本業務に先立ち実施されました幾つかの他の事例における実施要項を参考にしまして、同様に記載をしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○小松専門委員 8ページに「創意工夫の発揮可能性」ということで、提案をなさうということが書かれていますね。決定は最低価格ということですから、これは、もし、この提案をしないとどうなるかという話です。

○森尾課長 提案書の提出がない場合ということですか。

○小松専門委員 ええ。

○森尾課長 仕様書はつくっていますので、仕様書に基づいて、当然、普通はそのままやっていたことにはなりますけれども、提案書の提出がマストということではないので、その場合は、仕様書に基づいてということで価格が決まってきます。

○森係長 ちょっと補足させていただきますと、286ページに評価表がございます。ここに書かれている評価表に基づいて「適」、「否」の判断をしていきます。基本的には、企画書の提案がなかった場合は、ここで言う「適」、「否」の「否」になってしまうことになろうかと思っておりますので、そういった場合は失格になると思っております。

○小松専門委員 具体的には、どこに引っかかるということですか。改善提案ですか。7番に引っかかる。

では、逆に言えば、何か書いてあればいいということですね。質は問わないと。

○森係長 そうですね。書いてあれば、内容については評価の対象としないということで、8番にも書いてあるのですけれども、書いてあれば、一応「適」ということで判断をします。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 ほかにいかがでしょうか。

では、私から、従前の6業務を包括化されるということですのでけれども、入退館管理シス

テム保守業務については、従来、1者応札が続いていたと伺っているのですけれども、今回、合わせて包括化するに当たって、何かこの点について工夫とか御検討いただいた内容とかはございますか。

○武部課長補佐 今回の包括化に当たり、入退館管理システム保守業務については、競争性を改善するため、別途作成する入札説明書の中で必要なドキュメントについて閲覧可能となるように記載をし、情報開示を行います。

また、これまでは、一般競争入札により手続を行ってございましたけれども、今回、包括化することにより、政府調達案件として調達手続を行いますので、公告前にパブリックコメントを実施し、公告期間については、従来、10日間であったものが、50日間となります。包括化することによって業者の目に触れる機会も多くなりますので、競争性の改善が図られると考えております。

○小松専門委員 この入退館管理システムと共用会議システムを別に今まで発注されていたわけですね。従来というか、ほかのところですと、例えば一番上の電気・機械の点検業務と一緒に発注されているような例もあるかと思うのですが、わざわざ分けていることの原因は何かあるのでしょうか。これはかなり特殊なシステムだというようなところがあるのでしょうか。

○森係長 従来、分けていた理由としては、個別で発注することが好ましいというか、発注する時期が異なっていましたので、今回、包括化することによって、今回の質の向上が図られることを考えられたので、今回、包括化をしたということですね。分けて、個別で発注していたということは、そのときには分けて発注したことが望ましいということで判断されたのだと思います。

○小松専門委員 心配しているのは、かなり特殊なシステムで、開発した人しかわからないみたいなどころがあるとすれば、ほかの業者は触れないということになりかねないですね。そういう事情があるのだとすれば、一緒にしてしまったら、逆に、受けられる人が限られてしまうということにつながるかなと思ったのですけれども、そういうことはないと考えてよろしいですか。

○武部課長補佐 先ほども御説明しましたとおり、必要な情報については閲覧可能になるように、情報開示を行いますので、そういった心配はないと考えております。

○古笛主査 本当に情報開示に対応できるということでの包括化ということですね。

○武部課長補佐 はい。

○古笛主査 わかりました。

○石村専門委員 1点だけちょっと確認で、一番最後のアンケートですが、「施設管理について」ということで、全体的な印象というアンケートのとり方ですけれども、もうちょっと限定してあげたほうがいいのではないかなと。

というのは、7ページで、施設利用者の満足度は、「定量的な指標：70%以上」という基準を設けられているので、評価対象にしますということも明言されているわけなので、

なお、使いやすさとか何かは、どういうところが使いやすいのかとか、例えば、先ほど言った入退館管理システム等はどうでしたかみたいな、要は、業者の方が努力すれば改善できますよというようなアンケートにしてあげないと、建物が古かったら評価が落ちてしまったら、それはどうすることもできないのではないのでしょうかというふうに思ったので、それをもうちょっと工夫して聞いてあげたほうがいいのではないかなと思ったのです。

○森尾課長 改善すべき点がわかるような形でということでしょうか。

○石村専門委員 ええ。

○森尾課長 業務を少し分けてということですか。

○石村専門委員 分けてというか、評価対象にする以上は、要は、「どう改善すればいいのですか」というのがわかるような質問にしてあげないと、全体としてぼやっと「使いやすさはどうですか」とか、建物が古かったら、業者の方に見ればどうすることもできないのに、それを評価基準にして、70%切れたらだめですよと言われても、それは業者の人に見れば納得できないという結果になるのではないかということです。

○小松専門委員 ちょっと補足すると、例えば建物の設計がすごく悪くて使いづらいというようなことが時々ありますね。それもここに入ってきてしまうと、業者としては、それは我々の責任じゃないよという話になりますので、そういう要因が入らないような工夫がアンケートには要ののだろうなということなのですね。

○森尾課長 そこはちょっと検討しますけれども、普通の意味で、一応「管理」とは入れたのですけれども、「施設について」という施設管理という意味では、その思いをちょっと入れたのですけれども、もっと具体的に入れたほうがいいのですね。

○小松専門委員 受け取る側の方はそこまで読んでいただけないと思いますね。だから、普通の人々が普通に聞かれたときに、ちゃんとこちらの意図したとおりの答えが返ってくるかということを考えた上でのアンケートにさせていただかないと混乱してしまうような気がします。

○森尾課長 いいのであれば、どこがいいのかとか、悪いのであれば、どこが悪いというのがわかるようにということですね。

○小松専門委員 逆に言うと、そこまで聞けばいいのですけれども、あんまりしつこく聞き過ぎると、そこも難しいところですね。

それと、ついでに伺いますけれども、アンケートの対象者はどういうふうに考えておられますか。

○森尾課長 基本的に、入居官署です。

○小松専門委員 働いておられる方全員ですか。その中で代表して答えていただくというような形ですか。

○武部課長補佐 全職員の1割程度を目安に考えております。

○古笛主査 職員さんに、アンケートで誤解のないように、御検討をいただけたらと思います。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

関東財務局横浜財務事務所におかれましては、本日の審議や今後実施していく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

（関東財務局横浜財務事務所退室、（独）国際協力機構入室）

○古笛主査 続きまして、「独立行政法人国際協力機構の市ヶ谷ビルの施設管理」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人国際協力機構研究所総務課内田課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○内田課長 独立行政法人国際協力機構研究所総務課の内田と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私どもの今回の入札に関して御説明を申し上げます。

まず、お手元に「JICA市ヶ谷ビルの概要」という紙はございますか。そちらで施設の概要について御説明申し上げたいと思います。

こちらJICAの市ヶ谷ビルは、共有複合施設と書いておりますけれども、JICA（国際協力機構）の本部の一部を構成しております。したがって、私ども、まず1番に「研究所」と書いておりますけれども、研究所のほか、幾つかの部署で共有で使っております。この施設に入っています組織については、まず、研究所、私どものおりますところでは、様々な国際協力の課題についての研究を実施し、また、その成果をシンポジウム等を開催して発信をしております。こちらの研究所が、この市ヶ谷ビル全体の施設管理も担当しておりますので、私が本日参っておるところです。

2つ目に「地球ひろば」という組織もございます。こちらは、市民参加協力事業の拠点として、市民の方々に開かれた組織でございます。ここで国際協力の実情を紹介するような体験ゾーンと呼ばれるようなものも運営しております。

また、3番目に「国際協力人材部人材養成課」と書いてございます。こちらは、海外に赴任する専門家や職員の方々の派遣前の研修を実施している機関でございます。

また、4番目に「図書館」がございます。基本的には、専門の内部を中心とした図書館

ですけれども、外部の方も利用可能という施設でございます。

5番目「国際会議場ほか共有会議室」も持っております。これが私どもの施設の特徴の1つかと思っております。私どもが主催するようなイベントのほか、地球ひろばの登録団体ということで国際協力のNGOの方とか、あるいは政府機関の方、そういった方にもこの会議室を貸し出して、お使いいただいているということでございます。

このような施設につきまして、施設管理の契約を今般入札にかけたいと考えております。その内容について、実施要項（案）に基づいて御説明を申し上げたいと思います。

実施要項（案）の1ページ目をご覧くださいませでしょうか。

1ページ目の中ほどに「対象施設の概要」とございます。今申し上げたJICA市ヶ谷ビルが対象になります。場所としては、市ヶ谷の防衛省の裏にございます。敷地面積が約4,000㎡、建物の延床面積が11,000㎡ということになります。2ページ目の一番上の⑥「構造・規模」等ですけれども、一部鉄骨鉄筋コンクリートで、地上6階、地下1階でございます。まもなく築28年という建物でございます。

続きまして、今回の入札の業務の概要でございます。（2）業務の対象のところですが、こちらは市ヶ谷ビルの施設の利用者が快適に施設を利用できるように施設を維持管理し、運営を行うことを目的として行いたいと思います。

業務の内容としては、以下に掲げます9つの業務でございます。

①「総括業務」です。こちらは全業務の統括でございます。

2番目、総合案内ですね。こちらは受付等でございます。来館者の方々もいらっしゃいますので、こちらの受付をやる業務でございます。

3番目が会議室管理です。これは、JICA内部及び外部の方も御利用いただきますので、その会議室について、利用の申込の受付とか、様々な御要望を聞いて調整するという業務です。

4番目、設備管理業務。こちらはビルを運営していく上で必要な施設・設備の維持管理・運用保守という業務でございます。

5番目、設営ですが、これは先ほどの会議室管理と対になるような業務ですけれども、様々な会議の使い方の要望に応じてレイアウトを変更したりとか、マイクを設置したりとか、そういった業務でございます。

6番の警備業務、7番の清掃業務は、基本的に、読んで字のごとしといいたいでしょうか、そういう業務です。

8番、3ページ目ですが、遠隔監視業務。こちらは設備管理の一環ですが、遠隔から様々な機器、漏電がないかとか、水槽が溢れてないかとか、そういったものをセンサーをつけて24時間監視をするという業務です。

9番、食堂業務ですね。こちら市ヶ谷ビルに食堂がございまして、そちらの運営業務です。9番の食堂業務だけ独立採算制ということでやらせていただいております。

続きまして、3ページ目の一番下でございます「サービスの質の設定」について御説明

申し上げます。

今般、達成すべき水準としては、4ページ目以降に書いてある項目を考えております。

①「応対サービス・施設快適性の確保」では、私ども内部及び外部の市ヶ谷ビル利用者からアンケートをとって、そこで「大変満足」「満足」という回答が75%以上の評価を得るということを質の水準として設定をしたいと考えております。アンケート用紙は、イベントの主催者には直接渡して書いてもらうことを考えております。そのほかに、自由に利用者の方が御記入いただけるように、アンケート用紙を設置して、出していただけるようにしていきたいと考えております。

②、③で、「業務継続の確保」、「安全の確保」で、本業務の不備に起因して、空調が停止したり、災害時の問題が起きたり、事故がない、そういったことを水準として設定したいと思えます。

続きまして、「創意工夫の発揮可能性」4ページ目の(3)でございます。今般、ぜひ様々な御提案をいただきたいということで強調して書かせていただいております。①ですけれども、業務全般について質の向上や経費節減の観点から提案をいただきたい。

また、先ほど9業務あると申しましたけれども、幾つか似たような、関連するような業務がありますので、その業務の統合を御提案いただきたいと思っております。5ページ目の上にありますように、各業務に関しても、様々なやり方について御提案をちょうだいしたいと考えております。

続きまして、経費についてですが、1.3で「委託費の支払方法」とありますけれども、先ほど申し上げた質が確保されていることを確認した上で、四半期ごとに委託費をお支払いしたいと考えております。

そのほか、1.4費用負担等に関するところですが、若干細かくなりますけれども、今回は、消耗品について、これまでは発注者（我々）のほうで負担して、毎月毎月使ったものを申請いただいて、それをお支払いするというようなことをやっていたのですが、少し事務負担もありますし、また、費用の節減という取組もしていただけるかと考えて、受注者負担ということにしたいと考えております。ただ、これまでの実績よりも大幅に乖離するような場合は、協議の上で、私どものほうで増えた分は負担することを想定しております。

光熱水料、通信費に関して、食堂業務以外は私どもで負担いたします。これまで、通信費については、受注者（民間事業者）の方に負担いただいていたのですが、この準備もなかなか大変ということもございますので、今回から私どもの負担というふうに変えたいと思っております。

6ページ目、「実施期間に関する事項」で申し上げます。2.です。来年の4月1日から平成33年までの5年間にしたいと思っております。これまでは、3年間の契約ということでしたおりましたが、3年間ですと、新規参入した場合の初期投資の回収がなかなか難しいという話もございましたので、5年間にしたいと思っております。

続きまして、3.入札参加資格に関してでございます。これも従来より幾つかの点で緩

和をしております。（４）のところにちょっと細かく書いてあるところですが、以前は、共同企業体を何者までということで制限をしておりましたが、今回は、その制限をしておりません。また、（４）の一番下のほうに書いてございますけれども、共同企業体の構成員については、代表者は「A」、「B」ですけれども、構成員については、全省庁統一参加資格の「C」または「D」まで参加いただけるように緩和をしております。

入札のスケジュールについても御説明いたします。7ページ目の4.1でございます。

今回の審議を経て、また、パブリックコメントを行って、順調にいきましたら、この入札公告を11月上旬にさせていただきたいと思っております。入札の準備期間も必要という声がございますので、従来よりも、競争参加資格の提出を12月中旬として、これが約10日間前回よりも増やしております。また、企画書の提出期限も、これは年末年始をはさみますが、約20日間、前回の入札より長くして、多くの期間、準備をいただけるように考えておるところです。8ページ目の一番上にありますように、入札開札は1月下旬を予定しております。

少し飛んでいただいて、10ページ目で、評価について御説明いたします。5. でございます。評価は、機構に設置された委員会で行うということを書いてございますが、ここには外部の有識者の方にも入っていただいて、委員会として評価をするという考えでございます。

評価の項目については、必須項目と加点項目に分けてございます。必須項目については6項目です。11ページの①のア) からカ) のところです。カ) で、類似の業務実績を有しているかという項目を掲げておまして、類似の定義といいましょうか、目安として、過去10年間で年間3万人以上の外部来館者対応を伴うということを書いてあります。これは、私どもは、単純にハード面での管理をしていただくというよりは、外部の方への対応がございますので、その部分を重視して、来館者の実績を考えております。年間、これまで14万人ぐらい昨年度いますので、それよりは抑えて、過大なハードルとならないようにしておるつもりでございます。

加点項目については、各業務ごとに様々な提案についての評価をしたいと思っております。業務別の配点は11ページから12ページにかけて書いてあるとおりでございます。業務の重要度等に応じて配点をして評価をしていきたいと思っております。

全体としては、総合評価です。12ページの5.2に書いてございますが、基礎点・加算点合わせて200点、価格点100点で、総合評価での評価をしていきたいと思っております。

以上が、今回考えていることの概略でございます。

従来の契約の内容を簡単に御説明します。27ページをご覧くださいませでしょうか。別紙0-2です。「従来の実施状況に関する情報の開示」です。

従来から、私どもは民間の業者に委託して実施をしております。現在の契約については、ここに書いてあるような経費で契約をさせていただいているところでございます。

28ページ目で、今回の入札と従来の若干違いについても、また、改めて、ここに書いて

ございます。この表2です。「従来及び本入札の業務項目の対比表」です。左側が従来に
対して、本入札は右側で、基本的には同じですが、先ほど申しましたように、業務の統合
は自由に御提案いただきたいと思っておりますので、過去、これまで、現在の契約は、会
議室管理と総合案内が統合していますし、設備管理と設営も統合していますが、今回は、
改めて、分けて書いて、応札者の方の発意で統合していただきたいと思っております。

30ページで、「過去における業務従事者数」が書いてございます。こちらの一番右側に
「契約ポスト数」とございますが、従来はポスト制でございました。したがって、左
側にあるような、実際の平均従事者数は左側に書いてあるような人数ですけれども、最低
限このポスト数を満たしていただいている、契約については、そのポストに対してお支払
いするというところでございましたが、今回から、ポスト制は廃止いたしまして、先ほど申
し上げたような、確保すべき水準に合致するような業務体制を考えていただいて、その
提案をいただいて、評価をしていくということを考えております。業務の積算をしていた
だく参考のために、この数値を提示しておるところでございます。

概略は以上です。

あとは、細かく別紙で各業務が書いてございますが、その一覧については、23ページ、
24ページに別紙の目次としてどういう項目を書いているかというのを掲げております。基
本的に、こちらの考え方として申し上げますと、これまで市場化テストでは、国際協力機
構3施設やっておりますので、そういった実施状況を勘案しながら、この別紙の準備をい
たしております。基本的には、可能な限りわかりやすく明確な表現を心がけているつもり
です。また、業務の実績を可能な限り提示ということで、例えば別紙1-7で経理業務の実績
一覧とか、別紙3-3、施設利用の照会件数がどれぐらいあったとか、そういったこれまでの
実施状況を提示しております。また、さらに、気をつけました点としては、設備の一覧と
か機器の一覧も、かなり正確、詳細になるように最大限の努力をしたつもりでございま
す。別紙4-8から4-11とかそういった部分でございます。

ただ、今現在も、今年度工事を一部進めておりまして、その状況については、入札公告
時には最新の情報に更新をしたいと考えております。

少し長くなったかもしれませんが、説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見
のある委員は御発言をお願いいたします。

○清水専門委員 従来の契約の内容ですけれども、不落、随契になったとお伺いしている
のですけれども、これは設定されている金額が低過ぎたのかもしれないのですけれども、
もともと3年から5年にすると価額が下げられるというのは、業者等の意見みたいなもの
があったということですか。

○内田課長 どうもありがとうございます。

3年から5年にするという点については、まずねらっておりますのは、参入障壁をなる

べく下げて、多くの方に参加いただけるようにということを主眼に考えております。

ただ、民間事業者の方からは、初期投資がなかなか回収できないことを考えますと、期間が短いと、その分経費としては厚く見積もってということになるかと思いますので、経費の削減の効果もあろうかと考えておるところでございます。

○清水専門委員 初期投資というのは、今予定されている業務のどの辺りに多くかかるのですか。

○内田課長 基本的には、人の配置をしていただくということですので、全体を足すとかなりの人数になりますので、そういった人を、人事異動とかそういったものも含めて実質的に体制的に組むというだけでも、社内のコストはかかると。かつ、一応2週間をめぐとしておりますが、引継ぎも自社の負担で受けていただくということをしてしておりますので、その間、業務の開始までの様々なコストについては御負担をいただくことになりますので、それも含めて初期投資ということで私どもでは考えております。

○清水専門委員 業務を分割すると価額が下がるとかいう考え方は、逆にないのですかね。

○内田課長 業務の分割についても検討はいたしましたけれども、かなり密接に各業務が連携している部分がございます。そういった面で、分轄することによりコストもかかってくるかと考えておるところです。

また、先ほど申しましたように、業務の統合することもできるというふうにしておりますので、そういった面で全体を一括して包括化させていただくことで、統合することによる経費の節減も期待できるのではないかと考えております。

○清水専門委員 統合する経費の節減は、結構ポイントが高いということですか。

○内田課長 そうですね。その点は大きな点であると考えております。

○清水専門委員 わかりました。

○小松専門委員 業務の中で、設備とか警備とか清掃、これは一般的な管理業務だと思うのですが、食堂が入っているのは何か理由があるのでしょうか。

○内田課長 ありがとうございます。

食堂につきましては、現在の利用者は、中で勤務しております私どもや他の部署の者と、あと、外部の一般の方にも公開をしております。場所柄、近隣にお昼を食べられるような場所が余りないというのも1つございまして、いわゆる社員食堂としての機能がございません。

また、併せまして、「地球ひろば」という組織は、外部に開いた機関でございまして、一般の方に途上国の状況とか、あるいは私どものやっているような仕事を御理解いただくという目的を持った組織でございます。その業務の1つとして、日本にいる例えば中米の国の大使館とタイアップして、中米ではこういう料理を食べているというふうなことを紹介することも行ってございまして、そういう「地球ひろば」を通じた市民の国際協力への参加を促進する。そういう機能を果たすために食堂も活用しているという状況でございます。

○小松専門委員 食堂があるのは理解できるのですが、食堂の業務まで包括して発

注することの意味ですね。逆に言えば、食堂は独立採算でとおっしゃっていましたが、食堂は違う業者でやらせてもいいのではないかと思うのですけれども、そこをあえて一緒にされた理由は何かあるのでしょうか。

○内田課長 ありがとうございます。

食堂につきましては、単体ではなくて、ほかの業務と連携して動いていく必要がある部分はかなりございます。例えば何かイベントをやって、国際会議場でイベントをやると、例えばその国の事業を紹介するようなイベントをやって、その後、食堂でビュッフェ形式でその国の料理を紹介するというような連携をしたイベントもございます。そういった観点で分けますと、その部分の調整なり連携のためのコストがかかってしまうということを考えております。

食堂業務につきましては、私どもがこれまで市場化テストでやらせていただいたセンターも、昨年、東京と筑波でございましたけれども、そこでも一貫してやりまして、応札をいただいているので、応札については期待できるのではないかと考えております。

また、共同企業体の者数の緩和もしておりますので、共同企業体を組んで一体となって応札をしていただけるのではないかと期待をしております。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 従来、一般競争入札には複数者の方が、業者さんが出ていたのですけれども、そのときはやはり食堂業務だけがちょっとネックだとかいう話は特になかったのですね。

○内田課長 食堂業務について、1者でなかなか食堂部門は持っていないという声はございます。ただ、今申し上げましたように、共同企業体を組めるということにしておりますので、現在の契約先もそうですけれども、共同企業体を組んで御参加いただいております。

○古笛主査 わかりました。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

独立行政法人国際協力機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございます。

（（独）国際協力機構・傍聴者退室）